

求職者支援制度

○ 基金訓練と求職者訓練の比較

- 雇用保険財源となり、雇用保険被保険者としての就職可能性・実績を重視
- ・就職率インセンティブ「職業訓練実施基本奨励金」の導入
- ・就職率算出が「雇用形態不問の就職」から「雇用保険労働保険者として就職(週20時間・1ヶ月以上)」
「労働者を雇用する事業主としての起業」に

	求職者支援訓練(案)	基金訓練	公共職業訓練(委託訓練)
定額制	受講者数(※1)×6万円 ※1 各月における受講者数の合計数 (支給期間中の出席率80%以上の者)	受講者数(※1)×単価(※2) ※1 各月における、在籍かつ1日 以上出席した受講者数の合計数 ※2 コースごとに次の額 職業横断的スキル習得 6万円 基礎演習 10万円 実践演習 6万円 社会的事業者等 10万円	受講者数(※1)×単価(※2) ※1 各月における在籍受講者数の合計数 ※2 一般競争入札、企画競争入札等で 決定した額(以下「決定額」という。) (標準上限額6万円)
就職実績対応	基本部分と付加部分の合計	(設定なし)	基本部分と付加部分の合計
基本部分	受講者数(※1)×5万円 ※1 各月における受講者数の合計数 (支給期間中の出席率80%以上の者)		受講者数(※1)×単価(※2) ※1 各月における在籍受講者数の合計数 ※2 決定額(標準上限額5万円)
付加部分	受講者数(※2)×訓練月数(※3) ×就職実績に応じた単価(※4) ※2 修了者数と中途就職者数の合計数 ※3 6月を上限とする ※4 就職率ごとに次の単価 ◎55%以上 +2万円 ◎40%以上55%未満 +1万円 ◎40%未満 +0万円		受講者数(※3)×就職実績に応じた 単価(※4) ※3 訓練末期3か月間の各月における 在籍受講者数の合計数 ※4 就職率ごとに次の単価 75%以上 +2万円 55%以上75%未満 +1万円 55%未満 +0万円
算定方式	修了就職+中途就職 ----- 修了+中途就職		修了就職+中途就職 ----- 修了+中途就職
就職	週20時間以上労働(無期雇用、3・1日 以上の期間雇用) 労働者を雇用する事業主		無期雇用、4月以上の期間雇用 自営
その他	(設定なし)	新規設定奨励金 (平成23年3月末をもって廃止)	(設定なし)

求職者支援制度

訓練実施者のモラルハザードの予防

- ・「改善を求める基準」だけでなく「不認定基準」を導入
 基礎30%・実践40%未満で、それ以降の同分野訓練不認定
 基礎45%・実践50%未満が3年間で2回はそれ以降の同分野訓練不認定
- ・「認定」と「選定」を分離。
 認定基準を満たした訓練の中から、過去1年間の同等訓練の就職率上位から実施訓練を「選定」。

表．大阪府2011年10～12月 訓練実施数や就職率など

	10月				11月				12月			
	コース	定員数	就職率	最低値	コース	定員数	就職率	最低値	コース	定員数	就職率	最低値
基礎コース	16	375	93.3%	(84.6%)	15	375	90.9%	(85.2%)	19	390	94.8%	(90.6%)
実践コース	71	1,840	76.3%	-	72	1,843	79.9%	-	71	1,840	82.1%	-
介護	13	369	78.1%	(62.5%)	15	430	83.7%	(79.7%)	15	425	90.0%	(85.1%)
医療事務	5	140	78.6%	(69.2%)	6	156	78.2%	(67.4%)	6	160	74.9%	(70.8%)
IT (情報系)	13	327	78.2%	(64.3%)	12	283	70.3%	(59.5%)	9	219	76.1%	(62.5%)
その他	40	1,004	74.7%	(56.0%)	39	974	81.6%	(70.5%)	47	1,077	81.7%	(75.0%)
合計	87	2,215	79.6%	-	87	2,218	81.6%	-	96	2,271	84.5%	-

2011年度 下半期訓練実施計画

- ・民間活力活用型から「管理型訓練」へ。
 認定基準を満たした訓練すべてが開講可能であったが、全国の職業訓練実施計画にもとづき、各都道府県労働局が訓練実施計画を定める方式へ。(一部に新規参入枠は残る)

	10～3月 予定	月平均 定員
基礎コース	2,320 人	387 人
実践コース	12,380 人	2,063 人
介護	2,580 人	430 人
医療事務	990 人	165 人
IT (情報系)	1,970 人	328 人
その他	6,840 人	1,140 人
合計	14,700 人	2,450 人

求職者支援制度

受講者モラルハザードの予防

- ・10割出席が生活・訓練給付金の支給要件に。一部やむをえない事情による欠席は認められるものの、やむをえない事情による欠席でも8割以上の出席が給付金支給の要件

【基本的な考え方】 表：やむをえない事情による欠席扱い
 雇用保険の失業認定日の変更や出頭しないでの書面認定が可能となる場合の例を元に、設定

求職者支援制度 ＝欠席不可、下の理由の場合のみ、8割出席で可	確認方法	(参考)現行基金事業＝2割までの欠席可、下の理由の場合は出席扱い
①天災等	被災証明書、罹災証明書	①天災等
②本人の疾病又は負傷	医師又は担当医療機関関係者の証明書、医療機関の領収書、処方箋	②本人の疾病又は負傷による場合
③法令の定めがある事由による場合 ・裁判員となる場合 ・公民権行使	呼出状など	③法令の定めがある事由による場合
④公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面接する場合	公共職業安定所の紹介状(又は証明)及び面接先の証明	④企業の面接や採用試験を受ける場合
⑤その他社会生活上やむを得ないと認められる場合 ・子の看護 ・同居の親族の危篤又は死亡及び葬儀 ・中学生以下の子の入学式、卒業式出席 等	案内状など	

- ・月に1回のハローワーク面談を義務付け
- ・毎月の小テスト、修了テスト合格が訓練修了者の要件に。
- ・訓練の連続受講の限定。求職者基礎コース 公共職業訓練のみ可能。求職者訓練の再受講は6年後は可能。

求職者支援制度の現場で起きていること

○ 事業者にとって

就職率の重視により、「受講生」の選考を厳しく。

ハローワークにおいても「基金訓練」ほど、幅広い対象を誘導しがたい。

「訓練実施計画」に基づき、訓練の選定が行われているが、最低限の開講定員に満たず、「中止講座」も発生している。

○ 訓練生にとって

1分1秒の遅刻でも、当該授業は「欠席」扱いとなり、当該月の給付金が支給されない。

公共交通機関の遅延による「遅刻」でも、「やむをえない欠席」ではない。

故郷の父母、祖父母の危篤・葬儀は、「同居しない親族」であり、「やむをえない欠席」ではない。

一度、求職者訓練を受けると受け直しが極めて制限される。(公共職業訓練への連続受講のみOK)

長期失業者、就業経験のない人・少ない人にとって縁遠い訓練？
このままでは「第3のセーフティネット」が必要？

第2のセーフティーネットへの取り組み

○ PSソーシャル・ビジネスセンター事業 2011年度 のべ受入2657人日

7. ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス等と連携した「生きる場・働く場」の開拓 ～ 中間労働市場の育成・支援～

- ・ 市場性のあるソーシャルビジネス(社会的企業)の育成・創出(地場産業や商店街振興、有価物リサイクル、高齢単身世帯見守りなど地域の社会的課題等)により、直ちに一般労働市場で就職困難な人々に職業教育・訓練、職場実習や資格・技術の取得を支援。併せて、就業時間などへの配慮が加味された働く場の開拓・確保。
- ・ ソーシャルビジネスセンターを核として、事業所での実習・OJTによる職業訓練の実施、働く能力と意欲の涵養を通じ、就職に結びつける支援を展開。また、ソーシャルビジネスの担い手や事業管理等を支える人づくりを行う。

(参考) 府ソーシャル・ビジネスセンター 平成23年度10月末 実績:受入れ訓練生 2,657人日 (年間目標240人日)

《大阪における事業例》

ピックイシュー・ジャパン	-----	ホームレスの自立支援
エル・チャレンジ(大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合)	-----	知的障がい者のビルメンテナンス事業への就労支援
ネクストステージ大阪有限責任事業組合	-----	ニートの就労支援、教育、体験、居場所づくり
NPO釜ヶ先支援機構	-----	ホームレスによる自転車リサイクルビジネスの創業
LLP大阪職業教育協働機構	-----	就職困難者への職業訓練、教育プログラムの提供

大阪府PS事業の1つの特徴
「働く場」づくり

